

法令名	海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例
根拠条項	第30条
処分等の概要	禁止行為
法令の定め	<p>(禁止行為)</p> <p>第30条 西口特定公共施設において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6号から第9号までに掲げる行為については、第19条第1項の承認（同条第6項及び前条において準用する場合を含む。）又は第33条第2項の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 西口特定公共施設その他の設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為</p> <p>(2) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為</p> <p>(3) 歩行者の往来に著しい支障又は危険を及ぼすおそれのある集会、デモ、座込みその他これらに類する行為</p> <p>(4) 寝泊り、仮眠、横臥（が）その他これらに類する行為</p> <p>(5) 花木の伐採又は採取</p> <p>(6) 火気類又は危険物の使用</p> <p>(7) 物品等の販売又は配布</p> <p>(8) ポスター、看板その他これらに類するものの掲示</p> <p>(9) 規則に定める場合を除き、車両を乗り入れ、又は留め置くこと。</p> <p>(10) 前各号に規定するもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為</p> <p>2 市長は、前項各号の行為をしたと認められる者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p>
適用基準	<p>1 条例第30条第1項各号に該当するもの</p> <p>禁止行為に当たるものの考え方、具体的行為の例示については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第1号「西口特定公共施設その他の設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為」の適用基準</p> <p>次の行為を故意により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚損 <ul style="list-style-type: none"> 土砂、汚物等を堆積又は放置すること。 油、塗料等を塗布すること。 廃棄物を捨て置くこと。 ・ 損傷 <ul style="list-style-type: none"> 設備等を殴打する等の外力を加え、原形から変形させること。 ・ 滅失 <ul style="list-style-type: none"> 設備等を切断、焼却する等して、原形から消失又は変形させるこ

と。

(2) 第2号「球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為」の適用基準

- ・ ボール等の物を投げる、転がす、落とす等の行為
- ・ ローラースケート、スケートボードやこれに類似する製品を装着し、乗車することにより、歩行者の歩行を妨げたり、接触するおそれのある行為使用

(3) 第3号「歩行者の往来に著しい支障又は危険を及ぼすおそれのある集会、デモ、座込みその他これらに類する行為」の適用基準

- ・ 西口特定公共施設の歩行空間を3.5m以上確保できない行為
- ・ 公衆に不安若しくは恐怖を覚えさせるような蜩（い）集又は集会

(4) 第4号「寝泊り、仮眠、横臥（が）その他これらに類する行為」の適用基準

- ・ 寝泊り、睡眠や体を横にして寝る行為
ただし、急病人の救護、災害時の駅滞留者への措置等緊急を要する場合は、これに該当しない。

(5) 第5号「花木の伐採又は採取」

- ・ 隣接の民間施設への枝等の接触の防止、雑草の採取その他の管理上必要な行為を除く花木の伐採等

(6) 第6号「火気類又は危険物の使用」の適用基準

- ・ 裸火での使用や燃料、薬品類等の歩行者及び施設に支障となる行為

(7) 第7号「物品等の販売又は配布」の適用基準

次に掲げる行為を除き、禁止行為となる。

- ・ 利用承認を経た上で行う物品の販売又は配布行為
- ・ 利用承認を要さない物品の配布行為

(8) 第8号「ポスター、看板その他これらに類するものの掲示」の適用基準

- ・ 施設周囲の景観及び美観を保持するため、利用承認を経ずに行うポスター、看板その他これらに類するものの掲示

(9) 規則に定める場合を除き、車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

この「規則で定める場合」として次の表に掲げる行為を除き、施設において車両の乗り入れ、留め置きをすること

場所	行為
海老名駅西口バス乗降場	路線バス及びコミュニティバスの待合及び乗降
海老名駅西口タクシー乗降場	タクシーの待合及び乗降
海老名駅西口中心広場の車路部分	タクシーの降車のための一時的な停車
海老名駅西口中心広場の車路部分	一般車の乗降のための一時的な停

海老名駅西口タクシー乗降場 ※海老名駅西口中心広場が使用できない場合に限る。	車
海老名駅西口バス乗降場	公共交通の維持発展及び安定供給に資するものとして別に定める一般車の乗り入れ
海老名駅西口タクシー乗降場	

(10) 第 10 号「前各号に規定するもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為」の適用基準

- ・ 他法令等で禁止されているものや危険が想定される行為
- ・ 施設の歩行空間を 3.5m 以上確保できない行為
- ・ 昇降施設（エレベーター、エスカレーター、階段）及び隣接施設（民間商業施設等）への利用経路を確保できない行為
- ・ 大音量の機材の使用が想定され、周辺施設や住民に支障がある行為
- ・ 西口特定公共施設に設置されている市の掲示板やサイン等を、利用の際に見えないようにする行為
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの利用を妨げる行為。ただし、誘導員を配置する等の対策を講じており、視覚障がい者等が安全に通行することが可能である場合は、この限りではない。
- ・ 動物の放し飼い
- ・ 適正に利用している団体等への妨害となる行為。